

社会福祉法人心光会 評議員選任・解任委員の報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心光会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき評議員選任・解任委員の報酬に関し必要な事項を定める。

(報 酬)

第2条 評議員選任・解任委員については、無報酬とする。

附 則

この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。